

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和5年6月6日（火）

午後1時59分開会

午後3時35分休憩

午後3時44分開議

午後4時30分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長	川上 浩
副委員長	大門 良輔
委員	佐藤 則寿
〃	立村 好司
〃	庄司 昌弘
〃	瘡師 富士夫
〃	筱岡 貞郎
〃	渡辺 守人

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

知事政策局次長（成長戦略室長）

舟根 秀也

知事政策局次長・デジタル化推進室長・働き方改革・女性活躍推進室長

山本美穂子

広報・ブランディング推進室長（広報課長）

菊地 正寛

成長戦略室戦略企画課長

島田 太樹

成長戦略室ウェルビーイング推進課長

牧山 貴英

成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長

川渕 貴

成長戦略室スタートアップ創業支援課長

佐渡 洋伸

成長戦略室カーボンニュートラル推進課長

前山 巖

デジタル化推進室デジタル戦略課長

長岡 憲秀

デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長

前田 秀一

デジタル化推進室情報システム課長

中本 亮

働き方改革・女性活躍推進室少子化対策・働き方改革推進課長

荒木美智子

働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課長

山口 康志

広報・ブランディング推進室ブランディング推進課長

初田 正樹

危機管理局

危機管理局長 武隈 俊彦

危機管理局次長（防災・危機管理課長）

中林 昇

防災・危機管理課課長（地域防災担当）（地域防災班長）

熊本 誠

消防課長 辻井 秀幸

経営管理部

経営管理部長 南里明日香

公民連携推進監 吉田 守一

経営管理部次長 坂林 根則

経営管理部次長（行政経営室長）・参事（G7教育
 大臣会合担当） 小杉 健
 人事課長 矢野 康彦
 秘書課長 開発 清史
 総務課長 青山 浩一
 行政経営室企画調整課長
 横山 正行
 行政経営室公民連携・行政改革課長
 蓑口 正浩
 行政経営室課長（G7教育大臣会合推進班長）
 丸田 祐一
 統計調査課長 岡本 潔子
 学術振興課長 吉田 徹
 財政課長 掃本 之博
 管財課長 安川 賢一
 税務課長 林原 泰彦
 管財課県有施設総合管理推進班長
 野田 真
 出納局
 会計管理者 堀口 正
 監査委員事務局
 監査委員事務局長 船平 智之
 監査第二課長 駒見 真一
 人事委員会事務局
 人事委員会事務局長
 古埜 雅浩

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

南里経営管理部長

- ・ 6月定例会付議予定案件（総括）について

川津知事政策局長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

南里経営管理部長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

川上委員長 以上が、6月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。— ないようでありますので、以上で6月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

川津知事政策局長

- ・ 令和5年度サンドボックス予算の執行状況について

武隈危機管理局長

- ・ 令和5年度サンドボックス予算の執行状況について

資料配付のみ

行政経営室

- ・ 「G7 富山・金沢教育大臣会合」結果概要

学術振興課

- ・ 富山県立大学新学部棟の基本設計について

(4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・ 行政におけるデジタル化の推進について
- ・ 防災の取組について

立村委員

- ・ 指定管理者制度について
- ・ 県有財産の有効活用について

庄司委員

- ・ G7 富山・金沢教育大臣会合について
- ・ ウェルビーイングの普及・向上について

瘡師委員

- ・ 県職員のウェルビーイング向上について
- ・ 消防団員の確保について

筱岡委員

- ・ グリーンボンドの発行について
- ・ 個人情報漏えいについて

大門委員

- ・ G7 富山・金沢教育大臣会合の成果について
- ・ 生成AI使用に対する県の考え方について
- ・ 県有地の活用について

渡辺委員

- ・ 県の財政運営について
- ・ ウェルビーイング施策について

川上委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 初めての委員会質問になります。委員長をはじめ委員各位、また当局の皆様には何とぞよろしく願いいたします。

初めに、行政におけるデジタル化の推進について伺います。

本庁のデジタル化については、既に積極的に推進しているとは承知しておりますけれども、先般のG7富山・金沢教育大臣会合の際にも、今後の使用について話題となって

おりました、いわゆるチャットGPT、生成AIにつきましては、横須賀市では既に全庁的な導入に踏み切っており、新潟県などでも導入の検討を進めるなど、行政分野でも利用の動きがあるとも聞いております。本県の今後の方針について、前田行政デジタル化・生産性向上課長に伺います。

前田行政デジタル化・生産性向上課長 委員御指摘のとおり、業務の効率化を図るため、チャットGPTの活用を模索する動きが各地の自治体で広がってきております。神奈川県横須賀市では、4月から全庁で試験導入を開始されたと聞いております。

チャットGPTなどの生成AIをめぐる技術革新は、様々な利点をもたらす一方で、回答の正確性や情報漏えい、著作権の侵害などの問題も指摘されているところでございます。国では、AI戦略チームを設置し、関係省庁が連携して生成AIの利活用や課題について検討が行われてきております。

県では、こうした国やほかの自治体の動きも踏まえつつ、生成AIの活用に向けた検討を進めてきております。

具体的には、デジタル化推進室におきまして、生成AIに関する情報収集や利活用に関わる諸課題について意見交換を行うとともに、県のセキュリティー関係規定に基づく取扱方針について検討してまいりました。また、本日生成AIの活用に関するワーキングチームを立ち上げまして、庁内での試験導入に向けて、生成AIを活用する業務内容などについて協議を行ったところでございます。

今後は、複数の部署、業務で実際に生成AIを試験導入し、課題の洗い出しや有効な活用方法などについて検討を行ってまいります。また、安全に利用できるルールづくりやシステム環境整備についても取り組むこととしております。

引き続き、チャットGPTなどの生成AIの適切な利活用に向けて、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

佐藤委員 本日ワーキングチームを結成されたということでございまして、今ほど答弁にもありましたけれども、やはり人間に代わって立つようなことではないと思いますが、利用価値というのは十分あるのではないかと。私も試しにいろいろなものを問うてみたんですけれども、非常に滑らかな答弁が返ってくるというような感じになっておりました。新しい発想だとか、そういったものの役に立てばというような考えもあるかと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

日本は既に人口減少時代に突入しております。富山県においても持続可能な行政運営は大きな課題であります。そうした中で、本県におきましても、職員数の減少も想定した上での行政業務の効率化を進めなければならないというふうに思っております。

そこで、今後の職員数の推移なども考慮した県庁のDX——デジタルトランスフォーメーションの推進について、どのように取り組んでいかれるのか、中本情報システム課長にお聞きいたします。

中本情報システム課長 委員御指摘のとおり、少子化の影響による新卒学生の減少や民間企業の採用活動の早期化などから、優秀な人材の確保は年々厳しさを増しております。

限られた人材で質の高い行政サービスを提供するには、生産性の向上が必要不可欠であり、このため県では、令和3年度にDX・働き方改革推進本部を設置しまして、デジタル技術による県民本位の行政サービスの実現などを目指して、DX・働き方改革推進基本方針に基づき、業務の効率化、生産性向上に取り組んでいるところでございます。

具体的には、行政文書の電子化、オンライン化やRPA等の活用による定例的業務の自動化、また、チャットツールによる効率的なコミュニケーションなどを推進しているところでございます。さらに今年度は、12月に新たなグループウェアを導入し、チャットやウェブ会議、スケジュール管理などの様々な機能のシームレスな連携による業務効率化や職員のコミュニケーションの円滑化を図ることとしており、加えまして、今ほど前田課長が答弁したとおり、チャットGPTなど、生成AI利活用に向けた協議、検討、環境整備に取り組むこととしております。

こうしたDX・働き方改革を推進するためには、庁内でデジタル人材を確保、育成していくことが重要であり、このため、デジタル職の採用や高度専門人材の民間からの積極的登用のほか、専門職でなくてもデジタルに対する理解を深め、使いこなせるよう、DX人材育成研修によるリスクリングにも積極的に取り組んでいるところでございます。

今後ともDXによる業務効率化、生産性向上に努め、県民本位の行政サービスのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 令和3年度から様々な取組ということですが。

特に職員の数も、人口減少とともに県民の人口も当然減っていくわけですので、そういった観点からも職員はどんどん減っていく。今既にもうRPAだとか、いろいろな業務改善というのは全国的にも取り組んでおり、そういう中でも、先ほどの答弁等に際してお話もしましたけれども、最終的にはどれだけAIが進んでも人間と置き換わるということはないんだろうと思っております。

効率化をしても最後にはやはり職員の人肌で判断をし、また県民に寄り添う、そういったことが大事なんだろうと思います。人ならではの共感とか、コミュニケーション能

力をまたさらに高めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の標題の2つ目でございますけれども、防災の取組について3点伺います。

先月5日の能登地方を震源とする地震では、県内でも震度4を観測いたしました。さらに先般は、台風や前線の影響によって、太平洋側を中心に各地で記録的豪雨災害に見舞われました。ここで、お亡くなりになられた方々や被災された地域の方々に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

言うまでもなく、日本は火山列島であり、また、地震列島、台風列島であります。いわゆる災害列島であります。本県においても、防災・減災対策は喫緊の課題といえます。

ここで改めて、県民の防災意識を一層高めるための具体的な取組について、熊本防災・危機管理課課長に伺います。

熊本防災・危機管理課課長 石川県能登地方を震源とする地震など、昨今の頻発する地震、風水害につきましては、本県でも決して人ごとではなく、災害に備えて県民の防災意識の向上を図ることは、日頃から取り組まなければならない重要な課題と考えております。そのため、県民の防災意識を高める具体的な取組といたしまして、次の3つのことを行うこととしております。

まず1つ目は、地域や職場の防災活動の中心となる防災士の養成を強化することとしております。具体的には、防災士の資格取得のための防災士養成研修につきまして、市町村から推薦のあった方の受講料を無料化するとともに、受講定員を昨年度の240名から480名に倍増いたします。

2つ目は、地区防災計画の策定を推進することとしております。地域の住民自身が避難計画や避難所運営マニュアルなどを定める地区防災計画を策定する取組を全県的に広

めるため、モデル事業による策定に要する経費の支援ですとか、計画策定のノウハウの普及に努めてまいります。

3つ目は、災害発生時の自らの行動につきまして、あらかじめ時系列で整理し計画しておくマイタイムラインの普及啓発に努めることとしております。

県といたしましては、今後とも激甚化、頻発化する自然災害に対しまして、日頃から市町村や関係団体などとも連携し、県民の防災意識の一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 私も防災士ですので、富山市の出前講座で皆さんと一緒に住民のところへ分け入って、町内会だとか、また、防災組織が出来たときに、日頃から災害に備えることについて一緒に考えるということで活動もさせていただいておりましたけれども、地区防災計画をつくるだとか、マイタイムラインをつくるだとかいったことについても、県としても現場を掌握して丁寧にやっていこうという姿に日頃から感銘をしておりますし、またしっかりと進めてもらえればと思います。

それでは、次の質問に関連してですけれども、今ほど申し上げましたとおり、県では昨年10月に、待望の防災危機管理センターが整備されました。改めて、先般私も視察をさせていただきました。

本県では、世界に誇る立山砂防の世界文化遺産への登録を目指しておられます。津波などと同様に、砂防という言葉も世界共通語になっております。先週の土砂災害防止「全国の集い」におきましても、そのすばらしい立山砂防世界遺産登録の必要性を痛感してまいりました。本県が目指す世界文化遺産への登録にふさわしい展示が、実はそちらのセンターのほうにもありました。

その一方で、富山県には富山湾独特の寄り回り波による

被災もあります。また、先般ではその発生の仕組みについて、富山大学の研究グループが解明したという興味深い報道もありました。

また、御存じのとおり、県庁や防災危機管理センターが建つその土地は、かつて暴れ川といわれた神通川が流れておりました。今の富山市中心部の発展の基盤となった100年以上前の神通川の馳越線工事をはじめとする、こういった富山県の先人たちの偉業について、後世にも受け継いでいく必要性もあると考えております。

防災危機管理センターにおいて、このような120年以上に及ぶ立山砂防工事とともに、富山県独自のそういった災害や富山の災害に挑み続けてきた歴史的遺産の展示企画なども検討を今後できないかというふうに考えます。

今後の施策について、中林防災・危機管理課長に伺います。

中林 防災・危機管理課長 防災危機管理センターは、本県の防災危機管理の中核機能を有する拠点施設として昨年10月に供用開始し、センターの1階は県民の防災意識の啓発と地域防災力の向上を図るため、防災展示スペースとして活用しております。

具体的な展示内容としては、立山砂防を紹介するものとして、白岩砂防堰堤の大型タペストリーの掲示や立山砂防のこれまでの取組を紹介するパネルを展示しています。このほか、非常食や携帯トイレなど、防災グッズの現物の紹介や県庁の敷地内に寄贈を受けた防災井戸の模型の展示、防災啓発用DVDの放映をしております。

また、今年の冬には空きスペースを活用しまして、大雪に備えた対応を紹介したパネルなどを展示するなど、既存の展示物のほかにも季節やタイミングに合った魅力ある展示内容となるよう、努めているところでございます。

こうした展示内容につきましては、これまで立山カルデラ砂防博物館の学芸員の協力を得て行っていますが、委員から御提案のあった寄り回り波など、本県独自の災害や神通川の馳越線工事など、後世に受け継ぐべき歴史的偉業を紹介する展示企画につきましても、立山カルデラ砂防博物館をはじめ関係者とよく相談しながら検討してまいりたいと考えております。

佐藤委員 ありがとうございます。富山ならではのといいますか、防災意識をさらに高揚するとともに、日常的な備えに直結するような、そういった訴えも大事かと思っておりますので、これまでも努力されていることは十分分かっておりまして恐縮ですけれども、またよろしくお願いします。

そして、引き続き同センターについてですが、今ほど課長からお話ありましたけれども、災害時に県民の生命を守るため迅速に対応する拠点施設であります。また、そのほか自主防災組織等が利用できる研修室や、交流スペースも設けておられます。地域に開かれた県庁としての機能を備えておりますけれども、この地域の防災リーダーの確保の必要性から、先ほど答弁ありましたけれども、防災士の養成にも努めていただいております。特に、NPO法人になりましたけれども、富山県防災士会の活動には日頃から深い理解を示されております。

そこで、改めてこのセンターの休日利用や研修会の設備の充実などについて、県民の防災力向上に尽力されている同NPO法人等にも一層の配慮を検討すべきと考えますが、ここで中林防災・危機管理課長の見解をお聞かせください。

中林防災・危機管理課長 防災危機管理センターの休日利用につきましては、センターの鍵の開錠や入室、退室等の管理など、職員の負担を考慮する必要がありますが、自主防災組織や消防などの関係団体から休日利用について具体的

な要望があった場合には、休日利用を認めるなど、柔軟な運用に努めております。

また、県として防災士の皆さんには地域や職場で防災活動のリーダーとして活躍いただき、地域防災力の向上に貢献していただくことを大いに期待しているところであります。NPO法人富山県防災士会との連携、協力が不可欠と考えております。このため、現在、7月中旬の県防災士会の休日利用について、協議を進めているところでございます。

さらに、研修室は附属設備としてブルーレイディスクプレーヤーやプロジェクター、マイクなどがありますが、利用者からの要望を踏まえ、設備の充実にも取り組むこととしており、県防災士会をはじめ、自主防災組織や消防などの関係団体の利用が増えるよう、研修室の利便性の向上にも努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 前向きな答弁をいただきまして、また、思いは県民の防災意識の高揚と、同じですので、ぜひとも一つ一つできることからまた一緒にやっていっていただければと思います。

立村委員 委員会は違いますが、つい半年前は執行部側に座っていた自分が今ここに立っているのが非常に何か不思議な感覚に襲われております。県職員としても、県議としても目指すところは同じでありまして、富山県の発展、そして県民の方々の幸せ、ウェルビーイングの向上だと思っております。委員長をはじめ委員各位、そして当局の方々の御指導のほどよろしくお願いいたします。

まず、指定管理者制度についてお伺いいたします。

御存じのように、平成15年の地方自治法の改正により公の施設の管理は、地方公共団体が直営で行うか、または指定管理者による管理に限定されたところであります。法

改正から今年度でちょうど20年の節目の年になります。

富山県における指定管理者制度は、制度導入当時は指定期間3年からスタートしたところですが、その後、有識者からなる富山県指定管理者制度懇話会において、平成23年度の公募から、指定期間については原則として5年とすることが適当といった報告を受けた県当局は、以後指定期間を原則5年とし、運用してきたところであります。

ところが、令和4年4月以降に選定手続を行う施設から、指定期間を3年とされたところですがけれども、まずはその理由について、蓑口公民連携・行政改革課長にお伺いいたします。

蓑口公民連携・行政改革課長 行政課題や地域課題が多様化する中、限られた職員や予算で県民サービスの維持向上を図っていくためには、民間の資金や知恵、ノウハウ、ネットワークを活用する公民連携の推進が重要でありまして、指定管理者制度の運用に当たっても、まして施設運営のさらなる活性化に向けては、より一層の民間事業者の参画を促していく必要があると考えております。

このため、指定管理者制度の運用について、県民ニーズや社会情勢の変化への速やかな対応、技術革新や新たなノウハウの導入、自由なアイデアを生かした管理運営手法への取組の観点から、令和4年1月より民間事業者の新規参入機会の確保等を目的としまして、指定期間を従来の原則5年から原則3年に見直すこととしたものでございます。

立村委員 新たな民間事業者の参入を促す目的でと、そういう答弁だったかと思いますが、それでは、令和4年1月以降、実際に3年とされて以降の施設の数及びそれぞれの施設における応募事業者数について、蓑口課長にお伺いいたします。

蓑口公民連携・行政改革課長 令和4年1月以降、指定管理

者の選定手続を行った施設は、公募によらない施設を除けば36施設でございます。応募事業者数については、複数者からの応募があった施設は高岡総合プールと常願寺川公園の2施設であり、いずれも2者からの応募でした。ほかの施設については、全て1者の応募でありまして、当該施設の前回公募時、5年前ですけれども、それと同様の状況でございました。

立村委員 3年とした理由は新たな民間事業者の参入を促す目的ということですが、今の状況を聞く限りはちょっとその効果は表れていないのかなというふうに思います。

公表されているデータによれば、現在本県における指定管理者導入施設は62施設、今ほどの課長の御説明だと、そのうち既に半数以上の36施設で公募が行われたにもかかわらず、複数の手が挙げたのが2施設という状況であるという現状かと思われまます。

先ほど述べました指定管理者制度懇話会の報告書によれば、指定期間は5年が望ましいとされた理由としては、当時の全国調査の結果、5年が主流となりつつあること、期間を延ばすことにより天候等によるリスク、これは例えば今ほど競争になったといわれましたプールとかは、冷夏になればそれだけ利用率が下がるでしょうし、そういったリスクを平準化することができるということ、あと、期間が長ければ長いほど、ノウハウの蓄積によるサービスの向上が期待できること、そういったことが挙げられて5年となったわけであります。

私は今でもこの理屈というのは正しいのではないかと考えており、民間事業者の参入を促すという意味では、5年に戻すと言いましようか、指定期間を5年としてはどうかと考えますが、蓑口課長の所見をお伺いいたします。

蓑口公民連携・行政改革課長 指定管理者制度の指定期間に

つきましては、特殊事情等のある施設を除きまして、平成18年度の制度導入当初は原則3年でスタートしまして、その後何度か見直しを行って、平成23年度公募分からは原則5年間として運用してきたところです。その後、10年以上が経過しまして、繰り返しになりますけれども、多様化・複雑化していく県民ニーズや急速に変化する社会情勢に対応する必要があること、デジタル技術等が目覚ましく進展する中、技術革新や新たなノウハウを取り入れていく必要があること、それから、こうした状況も踏まえて民間の自由なアイデアを生かした管理運営手法が求められることなどを考慮した結果、令和4年1月から、民間事業者の新規参入機会の確保等を目的として、指定期間を原則5年間から原則3年間に見直すこととしたものでございます。

今後ともサービスの向上や利用の増加の視点を重視し、民間事業者の創意工夫や意欲的な提案を生かすことができるよう、他県の状況を注視しつつ、民間との対話を重ねながら、指定管理者制度の運用については研究してまいりたいと考えております。

立村委員 今3年にして半数以上実際に公募が行われたと申し上げましたが、ここで元に戻るということはなかなかできないのが県当局のほうかということとは重々理解しております。ただし、残り半分ぐらいの公募があるわけでございますけれども、今ほど課長がおっしゃったようにこの結果を検証した上で、民間事業者との対話等も行っていただいた上で、この指定管理者制度がよりよい制度になるように、引き続き御努力いただければと思います。

それでは、次に、県有財産の有効活用についてお伺いいたします。

まず、県庁前周辺県有地有効活用検討事業について、今年度の実施内容及びそのスケジュールを、野田管財課県有

施設総合管理推進班長にお伺いいたします。

野田県有施設総合管理推進班長 県庁前周辺県有地有効活用検討事業につきましては、今後取得が予定されているNHK跡地、それと県庁前公園、県庁敷地などの県有地について、県の財産として適切に管理しつつ、まちの活性化にも資する観点も踏まえて、有効な活用方法を検討しようというものでございます。

具体的には、民間活力の導入を視野に入れた空間利用の在り方、それと、災害に備えて必要な防災機能及びこの土地での実現可能性、こういったことについて、先進地域の事例も参考にしながら検討を進めたいと思っております。

この検討に当たっては、今年度組織横断の庁内プロジェクトチームを新たに設置し、多角的に検討することとしております。このチームですが、今月中に設置することとしておりまして、今後ここでの議論を踏まえて、今年度中に対象となる県有地に関して、その利用の在り方を取りまとめていくということと考えております。

立村委員 対象範囲は、事業名によると県庁前とのことですが、富山駅周辺はかなり整備されて、にぎわいの創出にもなっておりますけれども、富山駅から城址公園ぐらいに至るまでの城址大通り、これは言わば富山県の顔ともいえる地域であると考えております。ふらりと立ち寄った観光客の方がちょっと散策してみようと思ったときに、足を延ばすのは城址公園ぐらいまでなのかなと。富山の印象がよりよいものとなるように、今は県庁前に限定された事業なのかもしれませんが、今後はそういった県庁周辺がにぎわい創出につながるようにいい案、そうしたいいい事業が出てくることを期待しております。

次に、防災危機管理センターについてお伺いいたします。

佐藤委員からもお話がありました。先日新人議員の現

地視察ということで、施設内を御案内いただいたところ
あります。供用開始して間もない施設ではありますが、1
階は県民の皆さんが気軽に立ち寄ることができる憩いの場、
2、3、5階には、平常時は自主防災組織等の研修の場と
して活用できる研修室等がある。

そこで、開館からこれまでの1階の来館者数及び小学生
等の社会見学の回数並びに2、3、5階の研修室等の貸付
けの実績について、中林防災・危機管理課長にお伺いしま
す。

中林 防災・危機管理課長 防災危機管理センターにつしまし
ては、昨年10月11日に供用開始し、2階、3階、5階の研
修室については11月11日に利用を開始したところござい
ます。御質問のあった1階の来館者数につきましては、県
職員や業務上の来客、見学や視察のための来館者など、
様々な方がセンターを出入りするため、来館者数は把握で
きておりません。しかしながら、見学等の受付をして職員
が案内対応をした件数及び来館者数について、令和5年度
以降は把握しており、令和5年度の見学での来館者数は、
5月末までで252名であり、そのうち小学校が1校で33名、
中学校が1校で56名、専門学校が1校で5名となっております。

次に、貸出ししている研修室について、2階には1室、
3階には8室、5階には4室ありまして、合計13室の研修
室があります。貸出実績としまして、利用を開始した昨年
11月11日から3月末日までの令和4年度の貸出実績は178
件であり、5月末日までの令和5年度の貸出実績は96件と
なっております。

立村 委員 利用実績という意味では、いい数字なのか悪い数
字なのか、ちょっと何とも言えないところではあるかと思
いますけれども、しかし、公の施設としている以上は、多

くの方々に利用していただくことを目指すべきではないかと考えております。

その際、今のようには平日は17時に閉館、土日、祝日は閉まっているのはちょっといかなものなのかなと思います。実際先ほど佐藤委員からも少しお話がありましたが、県防災士会の方から、使用を県のほうから勧められても、平日の日中に会議を開くことはほとんどない、結局他の施設を使っているといった声を聞いております。

ただ、先ほどちらっと聞こえたのは、7月以降は何かちょっと考えておられるということでした。その辺も含めてお答えいただきたいんですが、防災危機管理センターの1階のホール及び2、3、5階の研修室等については、平日の開館時間の延長及び土日、祝日の開館を条件として、指定管理者を募集して管理を委ねてはどうかと考えますけれども、中林課長の所見をお伺いいたします。

中林 防災・危機管理課長 防災危機管理センターは、庁舎部分と研修室などの公の施設部分がありますが、供用開始以前より、指定管理者制度を導入しないと整理し、現時点では両方の部分共に県が直接管理しています。指定管理者制度を導入しない主な理由としましては、そもそも防災危機管理センターは災害対策本部等を設置するような危機の発生時において情報を収集、整理、伝達することを目的に整備しており、平常時は公の施設として研修室を運営していますが、危機発生時には災害対策本部、関係機関受援スペース等に迅速に切り替える必要があり、施設管理を指定管理とした場合、初動態勢が遅れるおそれがあること、また、1階の展示スペース等は民間が運営するほどの事業ボリュームが見込めないことや、建物の一部を部分的に民間管理としても費用対効果が低いこと、あと、センターには指定管理者を入居させるスペースが想定されていないことなど

が挙げられます。

防災危機管理センターは昨年10月に供用開始したばかりであり、また、災害対策がまずは第一であり、一般的な公の施設とは異なり特別な運用が必要な施設であることなどから、今のところ管理運営方法の変更は考えておりません。しかしながら、土日の閉館日の利用希望など、供用開始後に判明した利用ニーズもあることから、そうした利用実態なども踏まえまして、県民の皆さんにどういう形で利用していただくのが適切かや、それに合った管理運営はどういった方法かなどについて今後よく研究してまいりたいと考えております。

立村委員 先ほど、7月から防災士会のほうに何か会議室を貸し出すとかという御答弁があったかと思うんですが。

中林防災・危機管理課長 貸し出すといたしますか、防災士さんと一緒に研修会みたいなものを企画しようと思っております。その準備について今、内容を詰めております。

立村委員 今ほどのお話を聞いておりまして、なかなか一筋縄にはいかないということは重々承知しております。特に研修室につきましては、課長がおっしゃるとおり、何かあったときの初動対応というのが非常に大事でありますから、なかなか指定管理者の導入といっても難しい点はあるのかなということとは理解はできます。

ただし、1階につきましては、先ほど、事業者が入るスペースとか、そこだけでは費用対効果がなかなか上がらないのではないかというお話がありましたけれども、例えば県の指定管理者制度のガイドラインによれば、指定管理者の募集は原則として1施設ごとに行うけれども、複数施設の管理を同一の指定管理者に一括管理させることが適当と認められる場合は一括して募集することがあるとされています。例えば隣接する県民会館の募集時に併せて募集、管

理を委ねるといったことは考えられるのではないかと思います。

ただ、今県民会館を調べたところ、今年度の4月からもう既に指定管理期間が始まっておりまして、向こう3年間募集はできないということになりますが、それでは、例えば今の指定管理者条例では、いわゆる特命指定という制度もあるかと思えます。県民会館の指定管理者は文化振興財団ですけれども、そこを特命指定して、県民会館と併せて管理していただくという方法もあるのではないかなというふうに思っております。

先ほど最後に課長がおっしゃったように、これからもいろいろな要素を考えて、そういった使用形態について検討していきたいという御答弁でございましたので、またしっかり検討していただいて、県民の方々にとって使いやすい、そして、1階の部分については、特ににぎわいの創出につながる一つのツールだと考えておりますので、使い勝手のよいものにしていただければと思います。

庄司委員 私のほうからは、G7富山・金沢教育大臣会合について質問をさせていただきます。

本日の配付資料の中にもG7富山・金沢教育大臣会合の結果の概要を頂いておりまして、いろいろ写真つきで報告も頂いております。コロナ禍で3年間本当に学校の生活が一変して、本来であれば、密で活動しなければならない、そういったところが3密の回避などで、学校の授業や行事ができなかった、そんな日々が続きました。学校の役割を再認識する上でも、このG7の教育大臣会合というのは本当に意義のあった会だと思っておりますし、ウェルビーイングの向上についても大変有意義であると私自身も感じています。

そして、各国の教育大臣、そして関係者が集まられたと

いうことではありますが、外の目というか、外からどう見られたかということも、我々この富山県、教育、そしてまた富山県民にとっても非常に大事なことではないかなと思っております。まず初めに、富山・金沢の教育大臣会合において各国の教育大臣の方々が、実際に富山の教育現場を見られてどういうふうな感想を持たれたかということについて、丸田行政経営室課長にお伺いいたします。

丸田行政経営室課長 G7富山・金沢教育大臣会合の全体テーマは、コロナの影響を踏まえた今後の教育の在り方でありまして、教育ICT環境の整備やウェルビーイング向上に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、教育の国際化などが話し合われることとされておりました。

そのため、芝園小学校では、1人1台配備されたタブレット端末を用いた自律的な授業や、給食を取りながらの英語で出題されたG7クイズを行い、八尾中学校では、社会に学ぶ14歳の挑戦の体験談などを英語で紹介したほか、郷土芸能部の生徒によるおわら踊りの披露などを各国代表団に御覧いただきました。両校の視察を通して、子供たちと交流しながら日本の学校現場に対する見識を深めていただいたものと考えております。

文部科学省によりますと、アメリカ代表からは「子供たちが主体的にテーマを決めて子供同士が協力し合い、先生も柔軟にサポートし、すばらしいと思った」との感想、また、カナダ代表からは「子供たちの熱心さに感銘を受けた。自分の文化、伝統、学校に誇りを持ち、それを楽しそうに私たちに披露してくれたことが印象的だった」という感想があったとのことでございます。

また、ドイツ代表は、御自身のSNSにおきまして、インクルーシブな環境で、興味を持ったことを自分たちでPCで調べるといった教育環境が整っていたといったことも発

信しておられます。

これらの学校の視察に加えまして、会合の中では「こどもサミット」に参加した富山と金沢の中学生の代表が各国大臣と直接意見交換をしましたが、各国大臣からは、生徒たちの英語力のみならず、様々な質問に堂々と答える姿に賞賛の声があり、永岡大臣からも、将来のリーダーとして期待される日本の宝であると褒めていただきました。

庄司委員 すばらしい大会であったということは分かりますし、確かに褒めの言葉もたくさんいただいたのではないかなと思っておりますが、私、コロナ前に海外なども視察もさせていただきましたけれども、ICT、確かにタブレットがたくさん普及しましたが、まだ現場ではそんなに上手に使われていないのではないかなという思いもありまして、その使い方だと、さっきのチャットGPTの話もありましたけれども、現場とその大会との差というか、そういったものもまだあると思います。

そしてまた、確かに参加された子供たち、すばらしい優秀な方ばかりで、主体的にいろいろ取り組んでおられたんだと思いますけれども、この後の質問にもありますが、ウェルビーイングを上げていくには、子供の自己肯定感だったりだとか、主体性だったりだとか、そういったことにもっと自主的にいろいろなことに取り組んでいけるような教育にしていかなければいけないと思っています。

この委員会でできること、できないこと、あると思いますけれども、G7教育大臣会合を契機に、何というか横やりというか、教育にある程度課題みたいなものをプッシュしていかなければ、なかなか富山県の教育も変わっていかないのではないかなと思ひまして、確かにいろいろないい面もありましたけれども、課題というものも見えたのではないかなと思ひまして、今までの説明だけではなくて、

見えた課題に対してどういうふうにアプローチするかということも考えていただければと思っております。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

今ほどの質問に関連しまして、ウェルビーイングの普及と向上についてです。G7教育大臣会合の富山・金沢宣言の中にも大変多くのウェルビーイングという言葉が盛り込まれています。本県が進めるウェルビーイングであります。子供たち、そして県民へのその考え方の普及、これにはまだまだ時間もかかると思っております。そしてまた、それぞれの県民のウェルビーイングを上げていくということも、これは本当に並大抵でないと思っております。

G7のイベントも開催されました。4月中旬にもありましたが、千代田区立麴町中学校の元校長、工藤勇一氏が講演をされまして、富山は非常に保守的な県だと思っておられたそうですが、「学校の当たり前を壊してきたような私のような者が講演に呼ばれたこと自体が意外だった」というようなお話も聞いております。

富山県は、先ほどから申し上げておるように教育県であると私も思っています。ですが、今いろいろと県の教育を変えていこうというようなときに、G7教育大臣会合が大きなきっかけにもなるのではないかなと思っておりますし、ウェルビーイングを向上させることは、人づくり、教育を変えていくことだと考えており、このことにしっかり取り組んでいくことが必要だと思っております。

先ほどの答弁にもありましたが、主体的に自ら学ぶということが自己肯定感の向上になって、真の幸せにつながっていくのではないかなと思っております。そういった意味で、このG7教育大臣会合を契機に、ウェルビーイングの考え方の普及、向上にどのように今後取り組んでいかれるのか、牧山ウェルビーイング推進課長にお伺いいたします。

牧山 ウェルビーイング推進課長　今回ウェルビーイングが富山・金沢宣言に盛り込まれ、世界に発信されましたことは、成長戦略の中心にウェルビーイングを据えて全国に先んじて独自の指標を策定し、その普及、向上に取り組む本県としても大きな意義があり、今後の展開への大きなはずみになったと捉えております。

こうしたG7教育大臣会合における機運の高まりも生かしまして、子供たちも含めた県民の皆様一人一人が心身ともに健やかで、様々な社会的つながりの中でいきいきと自分らしく生きられる実感、ウェルビーイングの向上のために一層取組を進めてまいりたいと考えております。

取組を進めていく上において、先ほど委員からも御指摘ございましたように、自己肯定感といったものに着目いたしますと、県民の皆さんにウェルビーイングというものを自分事として捉えていただくということが非常に大切かと考えております。これは子供さん方も同じかと思えます。

このため、県の指標におきましては、花の形の視覚的な表現で感覚的に受け止めてもらえるように工夫いたしまして、また、特設サイトのほうでは、設問に回答いただくことで自身の状態を花の形で表現できるという機能も付加したところがございます。3月に開設して以来、既に延べ2,500名を超える方々に御利用いただいております。今後子供たちも含めて多くの方々に活用いただけるようにPRを強化していきたいと考えております。

また、今年度につきましては、ウェルビーイングというものを物語の形で表現して、楽しく親子で読むことができるような絵本も制作したいと考えております。このように、子供を中心に親など周りの大人たちのウェルビーイングの意識ですとか、行動の輪というものが広がるように、言葉で言えばやさしく、後押ししていきたいと考えております。

さらに、今年度のウェルビーイング県民意識調査ですが、昨年度は対象を県民世論調査に倣って18歳以上としておりましたが、今年度からは18歳以上から15歳以上に対象を拡充することとしております。今後も子供を含めました、県民お一人お一人のウェルビーイング向上に向けた取組を、機動的に展開してまいりたいと考えております。

庄司委員 いろいろな取組を組み合わせられて、ウェルビーイングの向上ということになるんだと思いますが、大本はさっき言ったように教育にあるのではないかなと思っています。先ほど言ったように、そこが変わっていくようなプッシュを、私も頑張りますので、ぜひ一緒にやっていただければと思っています。

時間がかかると思います、これを広げるのは。と言いながら、先ほどからいろいろ話があるように、少子化がどんどん進んでいまして、人口減少も進んでいるということでもありますので、余り悠長なことも言っておられないのかなとも思っております。

ウェルビーイング、そしてまた成長戦略、いろいろあると思いますけれども、この富山の教育環境や、すばらしい場所だということころで、富山にたくさん注目が集まるようなそういった流れがまたできるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

瘡師委員 私は4期目に入りましたが、経営企画委員会は初めてでございます、よろしくお願ひしたいと思っております。

今ほど庄司委員からもございましたウェルビーイングの向上ということについて、私のほうは、その前提としての県職員のウェルビーイング向上について伺いたいと思いません。

富山県の成長戦略は、真の幸せ、ウェルビーイングを中

心としてまとめられておると。主観的な幸福度を重視した、そういった真の幸せを目指すことが経済成長の目的であり、手段でもあるという考え方に基づいておりまして、私は非常に先進的な成長戦略の取組だと期待するものでございます。

富山県は様々な客観的な指標という観点からすると、大変住みやすい県の一つであるというふうに言われておりますし、実際に富山県に移り住んだ方で、やはり暮らしやすいねという声はよく聞かれるわけではありますが、一方では、若い人が県外へ流出してしまうという現実があるということ、非常にもどかしく思うわけでありまして、よって、今後は主観的な幸福度を高めるウェルビーイングの考え方を県民に普及していく、これは大変重要なことであろうかなと思っております。

ただ、私も私なりにウェルビーイングについて、書籍とか、動画とか、いろいろと調べておりますと、1980年代以降、幸せの研究が進んできたということで、ウェルビーイングが向上すると、いわゆる幸福度が高まると、創造性が3倍、生産性が1.3倍になるという研究結果が出ておると。なるほどなと感じる点は多々あるわけですが、ただ、では、かく言う私が人に説明できるかということ、そう簡単ではないと。実際には、人を特定して、ある人を決めて個別になら話はできるんですが、幸福度が違っていたり、幸福の尺度が違う大勢の人の前でプレゼンしようとする、二の足を踏んでしまうという現実があるということでありまして、恐らくそういう方はたくさんいらっしゃるのではないのかなと思うわけでありまして。

だから、なかなかウェルビーイングの考え方を普及、向上させていくということは容易ではないと思うのですけれども、まずは県職員の皆さん方がウェルビーイングの考え

方についてしっかり心に落ちているかどうかという、そう
いったところも問題があるのではないか。

そこで、県民のウェルビーイングに対する認知度を高め
ていくことは必要なことではあります。その前提として
県職員のウェルビーイングの認知度、理解はどの程度進ん
でいるかと認識されておられるのか、牧山ウェルビーイン
グ推進課長に伺います。

牧山ウェルビーイング推進課長 今ほど委員からお話ありま
したとおり、ウェルビーイングの概念は非常に幅が広うご
ざいます。また、研究が進んできた経過というの、最近
の深度というところもございまして、先ほどお話ありまし
たとおり、皆さんに同じように当てはまるものでもござい
ません。

ただ、県庁職員が仕事を進めていく上で、いろいろな分
野、いろいろな所管で仕事をしておりますけれども、その
所管ごとに対応する県民の皆さんのことを考えながら仕事
をするということは大事なことかと思っております。そう
した観点の下、県民のウェルビーイングの認知度ですとか、
その向上を進めていくという我々の立場から申しますと、
県職員一人一人がまずその意義を十分に理解いたしまして、
自らの仕事とのつながりを意識して公務に向き合うという
ことがまずは必要かなというふうに感じております。

また、県職員自身も職場としてウェルビーイングを実感
できるような状態でなければならないとも考えておりまし
て、そうした実務にも生きる浸透というレベルで考えたと
きには、県職員の認知度、理解はまだ道半ばではないかな
というふうに認識をしております。

このため、ウェルビーイング推進課では昨年度来、職員
向けの広報に大変力を入れてまいりました。例えば、昨年
度はほぼ毎週テーマを変えて、図解なども交えながら庁内

の掲示板で職員向けの啓発広報を行ってまいりました。この広報内容につきましては、県の一般の皆さん向けのウェブサイトにも一部掲載しております、県民の皆様にもウェルビーイングに関する知識、情報ですとか、県の捉え方等について御理解いただく一助ともなると考えており、今年度も引き続きこうした広報には取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年度来、各部局職員を対象とした勉強会や、意見交換会というものを実施しております、今年度は知事と各部長によるウェルビーイングに関する意見交換というものも行っております。このほか今年度は、各部局の中でばらばらに散っているんですけれども、30事業をウェルビーイング指標活用試行事業というものに位置づけまして、事業執行課との意見交換を我々の課で行いながら、ウェルビーイングの向上を意識して事業を執行し、またその後アンケート調査等によって効果把握等への活用を試みるということを行っております。

今後とも職員の理解、意識も高めながら、県民の皆様のウェルビーイング向上のための政策展開を図ってまいりたいと考えております。

瘡師委員 なかなか県職員の皆さん方も、広げるのにも大変な苦労があるんだということが分かりましたけれども、やはり一般の市民といいますか、県民は、なかなかウェルビーイングというキーワードについては、聞いたことはあるけれども分からない、何のことかよく分からないというのが多いですね。

やはりこれは県だけで普及啓発しようというよりも、市町村と連携するということが大事なのかと。多分市町村議会でウェルビーイングの議論というのは余りされていないのではないのかなと思います。私どもの市の広報とかとい

うのは、一般市民は非常にその広報はよく見ます。毎月手配りで送られてきますので、そういったものの中にウェルビーイングについての何か特集でもあれば、また効果はあるのではないのかなというふうなことをちらっと思うわけでありませう。

また、ウェルビーイングの取組方としては、組織として取り組むというのは、非常に企業などが入りやすいのではないのかなと思ひまして、いろいろ調べてみますと、ウェルビーイングの向上によって企業組織を活性化していく例がありまして、従業員のウェルビーイングを上げるためだけに特化した役員を設置している企業もあると。

そして、先ほど申し上げましたように、ウェルビーイングを向上させれば、創造性が3倍、生産性が1.3倍高くなり、加えて離職率が約50%減少するという研究結果があるわけでありまして、そのような企業では、ピラミッド型組織にしないで権限をみんなに分ける、そうすると、フラットな組織になって、みんなが主体性を持ってやりがいアップし、幸せなウェルビーイングな組織になるということでありませう。

そういえば、知事もこれまでの発言の中でそういうことを意識されてか、権限を一人に集中させることなく、県職員一人一人の主体的な姿勢に期待する気持ちににじみ出ていたように私は思うわけでありませう。

そこで、県庁組織の活性化のためにも、県職員のウェルビーイング向上が必要と考えますが、職員のウェルビーイング向上につながる取組として現在どのようなことを行っていて、また、今後どのように推進していかれるのか、矢野人事課長に伺ひませう。

矢野人事課長 県では、県庁組織の活性化を目的としまして、職員のやる気を引き出す、挑戦意欲に応える制度ですとか、

柔軟で多様な働き方の推進など、職員のウェルビーイング向上につながる取組を行っております。

具体的にはということで、例えば庁内複業制度というものがございますが、現在の部署に籍を置きながら他の部署の業務に従事できる制度でございまして、今年度より、より多くの職員が主体的に挑戦できるよう、対象となる所属、職員を拡充したところでございます。

また、人事異動に際しまして、事業単位で意欲ある職員を公募するジョブチャレンジ制度を実施しております。このほか、昨年11月からは、こうした制度を活用して挑戦する職員、また、組織の枠を超えて業務内外で活躍する職員を紹介する庁内広報を実施しております。挑戦を考えている職員が一步を踏み出す後押しと、挑戦を応援する機運の醸成に取り組んでいるところでございます。

さらに、ワークインライフの観点から、職員が仕事だけではなく家庭や地域活動などの時間を大切にし、やりがいや充実感を感じられる働きやすい職場となるよう、テレワークによる柔軟な働き方の推進、勤務と勤務の間に十分な休息時間を確保する勤務間インターバルをこの6月から試行するなど、様々な取組を実施しているところでございます。

今後こうした取組の成果の分析や課題の把握のために、組織への共感度ややりがい、成長実感などに関して職員へのアンケートを実施することとしております。その取組の効果や課題の見える化を図りまして、改善策を検討、実施することで、職員のウェルビーイングのさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。

瘡師委員 今ほどたくさんのお提案がありましたが、そんないっぱいのことを職員の方にいろいろやってもらうと、かえってストレスがたまってウェルビーイングが低下するよ

うにも思えます。そうならないように、幸せの状態というのは自分のやれるような範囲でやりがいを持つということがあって、余りにも高い目標を掲げて、そこへ頑張ろうとすると、かえってストレスがたまるということもあるので、その辺のバランスを考えながら進めていかれば良いのではないかなと思います。

次に、消防団員の確保についてでございます。

一昨年4月に消防団員の処遇改善に関する国の通知がございました。それは各市町村長宛てにでございます。その内容としては、団員の年額報酬を国の基準に合わせてください、出動報酬もまた国の示す基準に沿って創設してください、そして、これらの報酬については団員個人に対して直接支給してくださいとのことでした。

各消防の責任は市町村にございます。国からの交付税措置もされておりますので、この通知を重く受け止めた各市町村では、消防団との協議の上、昨年4月からこの通知に基づいた運用開始がなされたところでございます。出動報酬のルールづくりに各市町村の若干の違いはありますが、誰がいつどんな活動に参加したかを見える化したことは意義があったのではないかなと思います。もとより、今回の改革は消防団員の確保が目的であったわけで、私も砺波市消防団長として、よい方向に向かってほしいと願っている者の一人でございます。

そこで、報酬等が個人に直接支給されることになったことに伴い、活動実績のない消防団員、いわゆる幽霊団員が減少してきているというふうに思われます。つまり活動実績のない団員にやむを得ず退団を促すケースがあるということでもあります。一時的に団員が減少しているのではないかなと。

そこで、運用開始から1年経過しましたが、消防団員の

条例定数と実数との乖離についてどのように把握されておられるのか、辻井消防課長に伺います。

辻井消防課長 委員御紹介のとおり、令和3年4月13日付の消防庁長官通知に基づきまして、令和4年4月から県内全市町村において年額報酬を3万6,500円以上とし、報酬の団員個人への直接支給等、消防団員の処遇改善がなされております。

消防団員の定数と実数との乖離については、令和5年4月1日現在、各市町村が条例で定める消防団員の定数9,981人に対し、県内の団員数、これは速報値でございますけれども、8,482人で、定数に対する割合、充足率は85%となっております。

運用開始前の令和4年4月1日は、定数が1万16人で、消防団員数は8,743人で、充足率は87.3%でございましたので、運用開始前に比べて2.3ポイント乖離しているということになります。

委員、報酬等の直接支給に伴い、活動実績のない消防団員が減少しているように思われるという御指摘でございました。そこで、県全体の消防団の退団者数の総数の推移を見ますと、処遇改善前の令和2年度は522人で、令和3年度は596人、改善後の令和4年度は572人と、例年と変わらない状況でございました。

また、これを市町村ごとに見ますと、魚津市、上市町等では処遇改善後の令和4年度に退団者が増えているものの、富山市、射水市等では処遇改善前よりも退団者が減るなど、市町村によってばらつきが見られる状況であります。このため、委員御指摘の処遇改善に伴い団員が減少したということは断定できないと考えております。

瘡師委員 活動実績のない団員といいましても、入団当初は活動していたけれども、その後、職場が変わったり、業種

が変わったりしたり、いろいろなやむを得ない事情があって活動できない団員が存在していたと。定数があるものだから、分団としてはなかなか辞めてくださいとは言いにくかったという部分はあるんですが、今回個人支給になったものですから、そういったやむを得ず退団を促すケースがあるのかなと思っていましたが、実際に数はそれほど変わっていないということで、よかったなと思います。

消防団員の条例定数については国の基準というものがないため、各市町村の裁量に委ねられております。それぞれの市町村の判断で、地理的な条件等の地域特性を考慮した上でそれぞれの分団に必要な団員数を決めて、その総数を条例定数としているということを伺っております。戦後から消防関係者の数の推移を見ておりますと、消防署、消防本部といった、いわゆる常備消防が整備されてきたことで、消防団、いわゆる非常備消防の条例定数自体も減ってきておるという経緯はありますけれども、最近の台風やゲリラ豪雨等の自然災害が激甚化する中、地域防災の要である消防団の存在は不可欠でありまして、消防団員として実際にしっかり活動できる人を確保していくことが必要と考えます。

そこで、各市町村によっては消防団の条例定数を見直す動きがあるようですが、県内の状況について伺いたいと思います。

辻井消防課長 消防団員の定数については、各市町村の実情に応じて各市町村が定める条例により適切に設定されており、各市町村では定数に応じて消防団員としてしっかり活動できる方を確保しているものと認識しております。

県内市町村の消防団員の定数の見直しの動きにつきましては、現在南砺市において平成16年の市町村合併に伴う旧町村区域ごとの偏在や人口減少などに対応するため、令和

3年度から段階的な見直しを行っていると同っており、令和3年度は1,264人から109人の減、令和4年度は35人の減とする見直しがなされております。また、上市町では人口減少への対応として、令和3年度に306人から50人の減とする見直しがなされたところであります。この2市町以外の他の市町村においては、現時点において特に見直しの動きはないと承知しております。

瘡師委員 中には少数精鋭で、本当に頑張ってくれる人だけでやってもいいのではないかというようなそんな乱暴な話はあるんですが、やはりいざというときに、自然災害が発生した場合に、消防団員の団員数というのは一定数確保していくことが大事でございますので、その点、県の消防課としては、そういった消防団員の数の条例定数と実数との乖離ということにこれからも気を配って、敏感になっていただきまして、消防団員確保のためのPR政策に力を入れていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

川上委員長 質疑・質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

〔休憩〕

川上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑・質問はありませんか。

筱岡委員 私も認識が薄かったんですが、この前マスコミの報道でSDGs債というものがあまして、これは民間企業と地方公共団体等が発行しておるということでして、2016年で日本初であったと聞いておるわけでありまして。前年度が、その前の年から見ると約1.5倍以上の4兆7,000億円ほどになったそうでございます。

地方自治体でも、県では滋賀県や三重県が先行して実施

されているようですが、富山県は今年度の予算でこれの一つであるグリーンボンドを発行するとしておられます。その内容と、できれば滋賀県とか、三重県が先行しておられるのがどんなような状況かも、まずお聞きします。

掃本財政課長 委員御指摘のとおり、近年環境や社会貢献を重視する投資家の増加を背景に、民間企業だけでなく、地方自治体においてもグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドといったSDGs債の発行が増加しております。これらのメリットとしましては、1つには、発行団体自らが環境問題や社会課題の解決に積極的に取り組んでいることをPRできること、また、通常の地方債に比べまして投資家のニーズが高いことから、新たな投資家の獲得や低金利での資金調達が期待できることなどがございます。

このため、本県としましても、国のほうで今年度創設されました共同発行形式のグリーンボンドに参加いたしまして、環境問題の解決に資する事業の資金調達を行うこととしております。

今年度は本県を含む42の道府県、政令市が共同で約1,000億円の市場公募債を発行することとしておりまして、このうち本県は20億円程度発行する予定でございます。調達した資金は、例えば県有施設のLED化でありますとか、公用車の電動化、河川の護岸改修など、環境改善効果が見込める事業への充当を予定しております。

今ほど委員からおっしゃいました三重県は、単独で発行しておりますが、令和4年度は65億円を発行しています。これはグリーンボンドです。滋賀県は、サステナビリティボンドのほうを50億円発行しております。全国的には20の自治体で、これは市も含みますが、単独で発行しているところがございますが、本県では共同で発行する予定として

おります。今後とも資金調達手段の多様化やPR効果も考慮しながら、安定的な資金調達に努めてまいりたいと考えております。

彼岡委員 富山県がやるのは、都道府県、政令市40ほどで共同発行の1,000億円のうちの20億円分と、そういうことですか。せっかく環境問題に皆さんもちろん関心があるから、富山県としても環境問題でこれだけ拡充して、20億円というのはでかい小さいかという問題はございますが、ぜひ県民にPRしていただいて、環境対策もちゃんとやっていますよということをPRしていただきたいと思えます。

もう一つは、最近私は船平事務局長の下で監査委員を2年間ほどしており、船平さんにも大変お世話になりました。そのときに、残念ながら富山で情報漏えいが近年増えたものですから、私は言わなかったんですが、代表監査委員が各部署へ情報漏えい問題を指摘しておったのが、もうつい最近のことです。

ところが、新年度に入ってからまた個人情報の漏えいが発生しておるといのは、元監査委員としても大変残念に思うわけがございます。部署がいっぱいあるし、大変でしょうけれども、こういうのはマスコミに出ると、県のイメージが当然落ちるわけですよ。だから、これをいかに防ぐか、これはその担当課長にまずお伺いします。

矢野人事課長 昨年1月以降、個人情報漏えい事案が相次いでおり、文書の誤送付やメールの誤送信を発生させないため、外部に個人情報を含む文書を送る際のダブルチェックの徹底やメール誤送信対策システムの活用など、組織を挙げて情報セキュリティー対策を徹底するよう、これまでも機会を捉えまして繰り返し職員に注意喚起しているところでございます。

こうした中、委員のお話のとおり、今年度に入りまして、

連続して2件の文書の誤送付事案が発生しております。個人情報悪用の被害は確認されておられませんけれども、両事案とも郵送時のダブルチェック漏れによるものでありまして、あと少し注意を払っていれば十分に防げたものであると考えております。

このため、事案発生後速やかに次長会議等を開催いたしまして、情報セキュリティー対策を周知徹底するとともに、チェック漏れが生じないように、今回統一様式のダブルチェックリストというものを作成しまして、チェック項目の見える化を行いまして、慎重に確認することを新たにルール化したところでございます。

また、ヒューマンエラーを未然に防止するには職員がリスク管理意識を日頃からしっかりと持つことが何より重要でありますので、引き続き情報セキュリティー研修などを通じて、情報セキュリティー意識の高揚を図っていくこととしております。

今後とも職員が緊張感を持って個人情報を取り扱い、このような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいりたいと考えております。

筱岡委員 これは自治体もそうでしょうけれども、民間企業でも、金融機関をはじめコンプライアンスということが非常にやかましいわけでございます。模範となるべき富山県は、ぜひこういうことをもう徹底的にないようになさっていただくことをお願いして、終わります。

大門委員 私のほうからは、G7と生成AIチャットGPT、県有地について質問するわけなんですけれども、何となく先ほど答えが出たようにも思いますが、少し視点を変えて質問してまいります。

まずは、G7富山・金沢教育大臣会合について御質問をさせていただきます。

先日、2県同時開催ということで開催をされました。テレビを見てみますと、この大臣会合の様子というものが映っておりまして、子供たちが各国の大臣の皆様と交流をする場面であったりとか、「こどもサミット」を開いて、宣言といったものをつくって、それについてまた意見交換をしたというような内容が流れていたり、夜のパーティーといったものもやりましたようなことも出ておりました。

子供たちはどうだったかという話を聞きますと、子供たちは、外国の方、そしてまた、各国の要人と交流ができたということや、改めてこの富山県を知る機会になったこと、この先のこの地域をどうしていこうかというようなことを考える機会になったことですか、本当に素晴らしい機会になったのではないかなと感じております。

また、今回の宣言の中にも、富山県が推しておりますウェルビーイングの要素も込められまして、本当に富山県にとっても素晴らしいG7大臣会合になったのではないかなと思っているわけなんですけれども、今回富山県で開催でき、富山のよさというのをいろいろな方々に知っていただいたこと、そして、2県の同時開催、これは史上初と言われておりますけれども、今回の成果をどのように捉えられているのか、丸田行政経営室課長にお伺いしたいと思います。

丸田行政経営室課長 本日の報告のほうにも記載させていただいておりますけれども、先月開催されましたG7富山・金沢教育大臣会合は、G7各国や国際機関など、多くの参加の下、無事終了いたしました。

今回の成果の1つ目として、今後の教育の方向性などが富山・金沢宣言という名称で取りまとめられ、世界へ発信されましたこと、また、2つ目に、本県が政策の柱としておりますウェルビーイングの向上策が宣言に盛り込まれま

したこと、3つ目には、本県で開催されたオープニングセッションで、「こどもサミット」に参加した富山と金沢の中学生代表が各国大臣と直接意見交換をする場が実現できたことなどが、大きな意義があったものと感じております。

また、各国代表団に視察いただきました芝園小学校と八尾中学校では、先進的な取組やその活動発表などを通して、本県の質の高い教育を御理解いただけたものと感じておりました。両校の子供たちにとってもG7各国の大臣などと交流を深めることができたことは貴重な経験になったものと考えております。

ほかにもエクスカッションや夕食会などを通じまして、本県の自然や歴史、文化、食などの魅力をアピールできたことも、大きな成果であったと感じております。

大門委員 教育委員会の所管になる部分も大きいかと思いますが、今後の教育に関しても、コロナ後の教育や、ウェルビーイングを踏まえた子供たちのことなど、そういったことを大切にしながら今後どう進めていくのかを考える大事なきっかけになったと思うので、2県同時開催で大変だったかと思いますが、本当にお疲れさまでした。

そこで、先ほども話がありましたが、G7ではチャットGPTとか、生成AIの話も話題となっていました。先ほど前田課長のほうからもお話があったとおり、課題もあるというようなことですが、先ほどチャットGPTに、チャットGPTの課題は何かということを質問しましたら、的確な回答が返ってきてまして、セキュリティーとプライバシーの保護、偏見や差別の削除、モデルの透明性と説明性の可能性、そしてシステムの信頼性、というようなアドバイスでありまして、さすがチャットGPTだなというふうに思っております。

先ほど佐藤委員のほうからも、他県の、横須賀市のほう

の使用の話もありまして、そちらのアンケート結果を見ましたら、3,828人中1,913の方がチャットGPTを使用して、2回のアンケートで、80%を超える職員が仕事効率が大幅に上がったと回答、また、チャットGPTから得た回答はおおむね適切だったのが50%以上、そして、余り適切ではなかったのが38%というような結果となっていました。ただ、使用した内容につきましては、知りたい情報の検索が30%、文書案の作成、構成という部分に26%、アイデア出しに23%というような回答があり、今後も使用したいという回答が70%以上に達したということで、今回本格導入に踏み切ったというような話でありました。

チャットGPTというのは、質問の仕方によってはいろいろな使い道があるのかなとも思いますし、使い方を間違えれば、本当に違った、余りよくない使い方もできるのかなというふうに思っているわけなんですけれども、神戸市のほうでは、これに先駆けまして、チャットGPTのような生成AIの条例もつくったと言われております。

中身を見ますと、どちらかという個人情報をしっかりと保護し、そういったものは使いませんよというような内容になっておりまして、個人情報などの使用に注意をしなければいけない部分はちゃんと排除して、チャットGPTを有益に使ってほしいというような内容かなと思っているわけなんですけれども、先ほど富山県も今後いろいろと使っていくという話もありましたが、改めて富山県としての生成AIについての考え方とルールづくりについて、前田課長にお伺いしたいと思います。

前田 行政デジタル化・生産性向上課長 委員御指摘のとおり、生成AIは業務効率化や生産性向上などのメリットがある一方、回答の正確性や情報漏えい、著作権の侵害などのリスクもあると認識しております。したがって、特性を

正しく理解し、適切に活用することが肝要であると考えております。このため、現在利活用に関するルールづくりが各所で進められております。

国では有識者によるA I戦略会議が論点整理を行ない、今後政府の経済財政運営の基本方針、骨太の方針に反映されるとされております。また、G 7広島サミットで合意したA Iの国際的なルールづくりに向けた検討の枠組み、広島A Iプロセスが先月末に立ち上がり、G 7としての見解をまとめるための検討が行われております。

また、委員御紹介のとおり、神戸市におきましては、先月条例を改正し、安全性が確認されない場合は生成A Iに非開示情報を入れないことを規定に明記しております。安全面に配慮しながら積極的に活用する方針で、今月中に試験運用に取り組むと聞いております。

こうした中、現在県では生成A Iの適切な活用に向けた検討を進めております。具体的には、情報収集や県のセキュリティ関係規程に基づく取扱方針の検討を行い、本日立ち上げました生成A Iの活用に関するワーキングチームで、庁内の試験導入に向けた協議を行っているところでございます。

今後、実際に生成A Iを試験導入しまして、課題の洗い出しや有効な活用方法などについて検討を行いますほか、安全に利用できるルールづくりやシステムの環境整備にも取り組むこととしております。

引き続き、国や国際的なルールづくりの議論の内容なども踏まえつつ、庁内におけるルールづくりを進め、生成A Iのメリットとリスクを踏まえた適切な利活用に向け、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

大門委員 業務の効率化につながるものだと思っておりますので、ルールをしっかりと決めた中での使用を、試行錯誤し

ながらという部分があるかと思いますが、またお願いいたします。

ちなみに、試行錯誤とは、今から試験的に使っていくというような話ですけれども、何かタイムスケジュール的なイメージとかがあれば教えていただけたらと思います。

前田行政デジタル化・生産性向上課長 今現在考えているロードマップとしましては、6月9日、今週金曜日の本部会議の後から7月末まで、庁内で募集した複数の所属におきまして、試験導入を進めてまいりたいと思っております。その試験導入が終わった後に、実際にその結果を踏まえて、本格導入に向けてまたワーキングの中で議論を進めていくというようなスケジュール感で考えております。

大門委員 分かりました。ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問であります。これもまた似たような質問で大変申し訳ないんですけども、県有地の活用についてであります。

今まさしく旧NHKの建物が解体中でありまして、その解体が終われば、富山県の所有物になるという流れになっているのかなと思っております。

解体も始まりまして、次はどうなるのかなというふうな思いも、その現場を見ますとあるわけですし、県民の皆様も県庁前の跡地ということで、本当に何になるのかなという期待があるのではないかと考えているところでもあります。

なので、先ほども回答がありましたが、今後県庁前の跡地、公園も含めてというふうなことでしたが、どのように活用していく方針なのか、野田県有施設総合管理推進班長にお伺いしたいと思います。

野田県有施設総合管理推進班長 今ほど御紹介いただきまし

た、旧NHK富山放送会館でございます。現在NHKさんのほうで解体工事を進めていただいております、撤去後の跡地について、確定測量や、不動産鑑定、現地確認といったことをしまして、今NHKの新しい建物が建っております旧富山中央警察署敷地との交換によって県が所有権を取得するという予定となっております。

この跡地につきましては、富山駅から富山市の町なかに至る動線上に位置するという非常に利便性が高い地域にあると理解しております、そうしますと、様々な可能性を検討することが必要かと考えております。埋設物の確認など、交換後も必要な事務手続というのはございまして、その間は何らかの暫定的な利用ということになると思っておりますが、将来の活用方策については、先ほども御説明させていただきましたけれども、検討を進めていくこととしております。

県では、今年度旧NHK跡地をはじめとする県庁周辺の県有地の効果的な活用方策について、組織横断の庁内プロジェクトチームを新たに設置して、様々な観点から検討を行うとともに、町の活性化にも資する有効な活用方法についての調査を行いたいと考えております。

今後、県民の利便性向上、また、この土地を含む県庁周辺のエリアの活性化などについて、プロジェクトチームでの議論を深めるとともに、富山市をはじめとする関係機関や専門家の方々とも相談、連携しまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

大門委員 今後どうなるかも含めてですけれども、武道館がまたどうなるかというのも一つ大きなポイントになろうかなというふうにも私は思っております。もしかしたら武道館の位置もここではなくて違うところになる可能性もあり、今後の動向にはよりますけれども、新幹線が敦賀延伸をし

て、その地域活性化の起爆剤として武道館がというような意図もあって、あの武道館が富山の駅の横に建設するという話があったのではないかなと思っております。

もしその場所が移転をするというような話になれば、また敦賀延伸も踏まえてその地域の活性化、観光客増も踏まえた魅力的な場所というものが一つ必要になるのかなとも思っております。そういった意味でも、ぜひ今回の県庁前のこの跡地には、一つ大きな起爆剤、そしてシンボルになるものが、私的には望ましいのかなと感じておりました、そういった観点も踏まえて、これからの議論かと思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。

よく、解体をして、跡地ができて、ずっとほったらかしにしている、そういったところもあったりしまして、それが3年、4年たちますと、市民、県民の皆さん、どうすんがけというような不満の声も大きくなってくるわけでもありますので、ぜひともここは富山県もスピーディーに方向性を決めていただいて、先ほど言いましたが新幹線も含めてですけれども、地域の活性化に向けての施設をまたお願いしたいなと思っておりますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

渡辺委員 通告をいたしておりませんので、少しおさらいを兼ねながら質問を幾つかさせていただきたいと思っております。また、ここだけは今日どうしても押さえておかなければいけないところがあるものですから。

それでは最初に、南里経営管理部長に私からお尋ねいたします。

このコロナ禍の3年間、国のほうも大変な国債を発行しまして、各地方自治体、全国2,700ぐらいある単位自治体にたくさんのお金が入りました。私も20年間県会議員をやっております、これくらい補正を組んだ3年間もなかつ

たのではないかと思いますが、大体何回ぐらい補正を組まれたのか。分かる範囲でよろしいです、そんなに詳しい答えでなくても。

南里経営管理部長 すみません、ちょっと手元に数字がございませんので、正確な補正回数については後ほど回答させていただきたいと存じます。

渡辺委員 それでは、現在の県の財政指標——予算、県債残高、いろいろございますが、また、将来負担比率、臨時財政対策債等、相当数字が変わってきたと私は見ておりますけれども、この件も分かる範囲で、現在どれくらい形になっているのか、少し教えていただければと思います。

南里経営管理部長 コロナ禍の財政状況でございますけれども、コロナの感染症対策の資金については、基本的には国が全額面倒を見るということで、臨時交付金という制度もつくられまして、国のお金を活用しながらやってきたところですが、一方で、コロナ禍の中小企業等の支援ですとか、感染症対策に付随するような様々な事業を行うというような財政需要もあったところでございます。

我が県の財政状況を鑑みますと、すぐにどうこうというものではございませんけれども、地勢状況ですとか、それから新幹線関係の経費ですとか、そういったことから、地方債の残高というのは少なくありません。今後きっちりと地方債の残高の管理をしていくことが必要だと考えておりますし、昨今では金利も上昇局面にかかっておりますので、今までは低金利に救われて財政運営ができたという面もございますが、そういったところも注視していかなければならないと思っております。

また、アフターコロナにやっていくべき事業もたくさんございますし、5類に移行したということで、国の支援制度というのでも変わってまいりました。こういった中で、必

要な事業は何かということをより一層取捨選択して、財政運営をしていくことが肝要だと感じております。

渡辺委員 それでは、次の質問ですけれども、これも南里部長にですけれども、財政調整基金の残高は、大体今どれくらいになっておりますか。

南里経営管理部長 今回の補正に当たりまして、事業効果を早期に波及させるために、5月補正でも活用させていただきましてけれども、一部の事業については財政調整基金を活用したいと考えております。今回取崩し後の財政調整基金の残高は約29億円となりまして、県債管理基金と合わせた残高では196億円程度となるところでございます。

私どもの基準といたしましては、大規模災害ですとか、リーマンショックのような経済不況等の不測の事態にも迅速に対応できる水準として、内部で持っている基準でございますけれども、標準財政規模の5%程度、約150億円は確保しておくこととしておりまして、これは維持できているものと考えておるところでございます。

渡辺委員 まさに今おっしゃるとおりで、この3年間、そして令和5年度もワイズスペンディング、さすが南里部長、しっかりとした財政をやっているらしいやいまして、これはなかなか感心するところでございます。

そういう中で、私が1つ気になるのが、南里部長の先輩の方が、私がある質問をしたら、公的過剰債務——パブリック・デッド・オーバーハングという答えが返ってきたんです。そんなに赤字国債ばかり発行していると経済がよくなるよと、こういうことを前の経営管理部長が私の質問に対して答えられたのですが、この件に関しまして、パブリック・デッド・オーバーハングについての御所見を少しお聞かせ願いたいと思います。

南里経営管理部長 パブリック・デッド・オーバーハングに

については、一部の論説として、財政が悪くなると経済状況も悪くなる、また、逆もしかりというような論説だというふうに認識しておるところでございます。

今後の財政状況、それから経済状況がどうなるかということについては、国会のほうでも議論いただいていると感じておりまして、例えば異次元の少子化対策の財源をどうするかということは、年末まで先送りされましたけれども、そういったことも、財源をどういうふうに確保して、どういうふうに新しい事業をやっていくかということも意識されながら、国の財政運営もされているものと考えております。

今般、委員長、副委員長と一緒に私たちも国へ重要要望に行ってまいりました。一般財源総額をしっかりと確保いただくこと、それから、様々な面の財政需要についても訴えてまいりまして、しっかりと国のほうで地方の自主自立的な財政運営ができるように支援いただくよう、要望してまいったところでございます。

渡辺委員 さすが急な質問にもしっかりと答えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、この後、多分令和6年度、臨時交付金とか、数々のそういう財政交付金等は入ってこないと思いますが、やはり臨時財政対策債等で今後運営をされていくのか、少し御所見を聞きたいと思っております。

南里経営管理部長 今般の国の重要要望では、物価高騰などの新たな課題が引き続きしばらく当面は続くということから、臨時交付金の確保ということも含めてお願いをしてまいったところでございます。

一方で、私どものできることにいたしましては、今年度、官民事業レビューも対象事業を拡充してしっかりとやっていきたいと思っております、必要な事業を精査し、また見

直すべきところは見直して、必要な財源を生み出しながら、また、国のほうで使える財源、それから有利な地方債や交付税などもしっかり研究しながら、財源を確保して、県民の皆さんにとってウェルビーイングの高い県になるように、事業がしっかりできますよう、努力してまいりたいと存じます。

渡辺委員 いよいよ手腕が発揮されるのは来年度以降ではないかと、このようにも思っておりますので、お金を預かった以上は、また、中央の論理、机上の論理ではなくて、富山県の経営管理部長として、しっかりと頑張っていただきたいなと思っております。

また、川津局長に1問だけ伺います。先ほどからウェルビーイングの質問が結構出ているんですけれども、確かにいろいろな議論を積み上げてこられまして、いろいろな部局に波及してウェルビーイングということでおっしゃっています。

それで、例えば起業家の人たちには富山ではS C O P、高岡ではT A S Uということで、ハード事業をやられました。ウェルビーイングが非常に分かりにくい1つは、なぜかソフト事業をずっとやってこられたんですよね。そこで、私はいつかの時点でハード事業を1つその中でやっていただければ、大変うれしく思うんですけれども、川津局長の御所見を少しお聞かせ願いたいと思います。

川津知事政策局長 ウェルビーイングの文脈で今御質問いただいておりますので、県では成長戦略の中心にウェルビーイングを据えて、各政策を考えておるところでございまして、その中で必要なものがあればやっていくということで、現時点で何かあるわけではないですけれども、いろいろなところの御意見も聞きながら、ウェルビーイングに向けて必要なものがあれば、そういったことをやっていくというこ

とで、また御相談させていただきたいと思っております。

渡辺委員 大変優等生的な答弁で、ありがとうございます。

ただ、私の経験からいって、なかなか分かりづらい。というのは何かといいますと、ソフト事業ばかりやっていると、どんなに素晴らしい議論をしても分かりにくいわけです。私はそこでハード事業がどこかかんでくると、少し求心力も出てくるだろうし、なるほどという話になっていくのではないかと、このように強く思っておりますので、前知事の引継ぎが3つございましてなかなか大変でしょうけれども、しっかりとその辺も頭に置いて取り組んでいただきたいなと思います。

川上委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

川上委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は3件付託されておりますので、当局から説明願います。

矢野人事課長 私からは、陳情第9号、富山県が実施している労働時間把握に関する陳情について御説明いたします。

この陳情は、会計年度任用職員の労働時間の把握方法を正規職員と同等にすることを求めるというものですが、厚生労働省が定める、労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインというものがございまして、そちらでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、始業（最初）、終業（終わり）の時刻の確認及び記録の原則的な方法として2つ示されております。1つ目には、使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。また、2つ目といたしまして、タイムカード、またはICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し適正に記録

すること。これらのいずれかの方法ということをおっしゃっています。

このため、現在、会計年度任用職員を除く職員の勤務時間の把握につきましては、庁内LAN端末を利用している職員においては、パソコンの使用時間と勤務時間の確認により行っているところでございます。

また、医療機関や福祉施設など、パソコンの使用時間による勤務時間の把握が困難な所属がございしますが、こちらにつきましては、タイムカードを設置いたしまして、タイムカードの打刻時刻と勤務時間との確認を行っております。

一方、会計年度任用職員の勤務時間の把握につきましては、その業務が、所属長ですとか、所属長代理のほうで確認ができる働き方であるということから、現認による方法で確認を行っているところでございます。

私からの説明は以上となります。

駒見監査第二課長 私のほうからは、陳情第12号、第13号について説明させていただきます。

陳情第12号、富山県監査委員の定期監査についての陳情は、富山県及び外郭団体に対して行っている定期監査においては、全てを監査しているわけではないとし、その実態をより多くの県民に伝えるように啓発活動を求めるものがございます。

定期監査の実施に当たっては、計画的、効率的、効果的に実施することが必要であり、本県においては、監査基準を定め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかなどについて、毎年、監査計画に基づいて、これまでの監査での指摘結果を踏まえるなど、重点を絞りながら計画的、効率的、効果的に実施するように努めております。また、監査結果については、県のホームページ等で周知しているところでございます。

監査の実施に当たっては、引き続き重点を絞りながら計画的、効率的、効果的な定期監査や必要に応じた随時監査など、適時的確に実施するとともに、県民の皆さんに監査結果について分かりやすく周知するよう努めてまいりたいと考えております。

陳情第13号、富山県監査委員事務局の職務についての陳情は、陳情者が決算審査を開始する日の説明を求めた際に、法令上、監査委員から知事に提出期限を定めて提出することとはなっておらず、開始の日は決まっていないことから、公表していない旨、回答したことに對して、県民への説明責任を求めるものでございます。

地方自治法上では、会計管理者は決算を調整し、出納の閉鎖後3か月以内に知事に提出し、知事は監査委員の意見を付して、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされているところでございます。

本陳情にある決算審査については、県普通会計は4月から9月に、公営企業会計は6月から8月にかけて実施することとし、監査計画を立て、県のホームページにおいて令和5年監査計画として実施時期等を示しているところでございます。

監査委員事務局としては、引き続き県民に対して丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

川上委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありますか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

3 その他

川上委員長 この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。